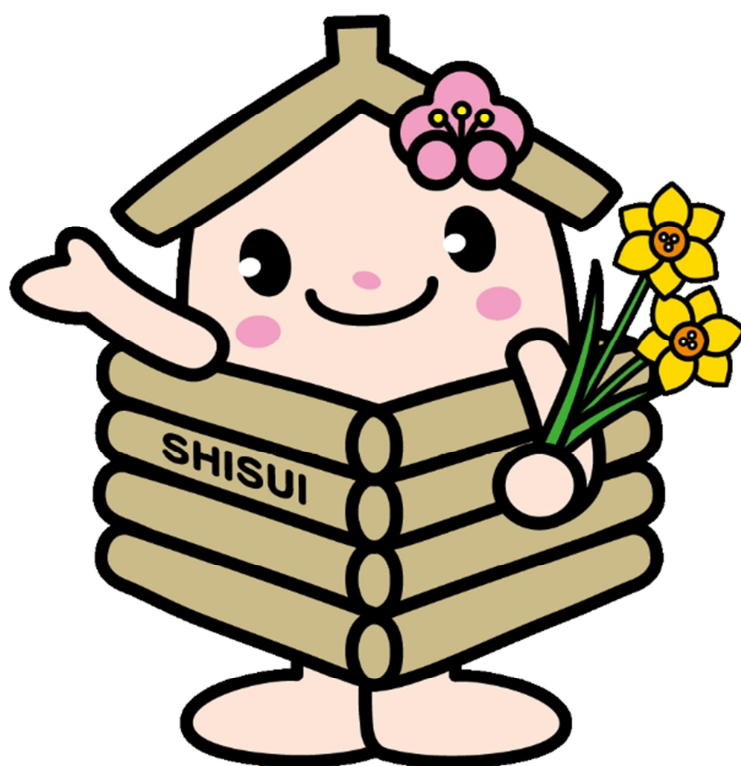


令和9年度

保育園・認定こども園

利用のご案内



〒285-8510

千葉県印旛郡酒々井町中央台4丁目11番地

酒々井町役場 こども未来健康課 子育て支援班

電話 043-382-2344

FAX 043-496-1231

【目次】

1. 教育・保育施設について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1) 認可保育施設	
(2) 認可外保育施設	
2. 教育・保育給付認定について・・・・・・・・・・・・	2～3
3. 保育園等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(1) 保育園の休園日	
(2) 保育時間	
4. 申し込みの手続きについて・・・・・・・・・・・・	4
5. 入園申込に必要な書類について・・・・・・・・・・	5
(1) 保育申請に必要な書類	
(2) 保育の必要とする理由が認められる書類	
(3) 家庭の状況に関する書類	
6. 諸注意について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6～7
(1) 慣らし保育	
(2) 入園後に必要な書類	
(3) 変更手続き	
(4) 産休・育児休業明けで利用申し込みをする場合	
(5) 退園について	
7. 保育料について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7～9
(1) 保育料の算定	
(2) ひとり親世帯等の認定世帯について	
(3) 兄弟姉妹がいる場合	
(4) 保育料の支払い	
8. 給食費（副食費）について・・・・・・・・・・・・	9
9. 時間外保育について・・・・・・・・・・・・・・・・	10
10. 一時保育について・・・・・・・・・・・・・・・・	11
11. 利用についてのQ & A・・・・・・・・・・・・	11～13
12. 町内施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14

1. 教育・保育施設について

小学校入学前の生活の場には、保育園や認定こども園、幼稚園などがあります。それぞれの生活にあった施設を選ぶことができます。

(1) 認可保育施設

①保育園（0歳～5歳）

就労、疾病、病人の看護等により、家庭での保育のできない保護者に代わって保育を行う施設です。申込みは各保育園にて受け付けます。

②認定こども園（0歳～5歳）

幼稚園部分と保育園部分の機能や特徴を併せ持つ施設です。保育園部分（0歳～5歳）の申込みは町で受け付けます。幼稚園部分（満3歳～5歳）を希望する場合は、直接施設へお問い合わせください。

③地域型保育（0歳～2歳）

市町村の基準を満たし、少人数で保育を行う施設です。地域型保育には、①小規模保育 ②事業所内保育 ③家庭的保育 ④居宅訪問型保育があります。

④幼稚園（3歳～5歳）

小学校教育との接続のため、幼児期の教育を行う施設です。幼稚園を希望する場合は、直接施設へお問い合わせください。

(2) 認可外保育施設

乳幼児を保育することを目的とする施設であって、認可保育施設でない施設の総称をいいます。認可外保育施設の運営は、各施設で独自に行われているため、サービスや設備の内容は、施設によって大きく異なります。

【令和9（2027）年度 クラス年齢早見表】

クラス	生年月日
5歳児	令和 3（2021）年4月2日 ～ 令和 4（2022）年4月1日
4歳児	令和 4（2022）年4月2日 ～ 令和 5（2023）年4月1日
3歳児	令和 5（2023）年4月2日 ～ 令和 6（2024）年4月1日
2歳児	令和 6（2024）年4月2日 ～ 令和 7（2025）年4月1日
1歳児	令和 7（2025）年4月2日 ～ 令和 8（2026）年4月1日
0歳児	令和 8（2026）年4月2日 ～ 園により受入れ月齢が異なります

2. 教育・保育給付認定について

保育施設を利用する場合、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。認定区分は年齢と保育の必要性の有無によって区分され、認定区分によって利用できる施設が異なります。申請に基づき「支給認定証」が交付されますので、紛失等しないよう卒園まで大切に保管してください。

（変更等があった場合は返還するものです。）

区分	対象年齢	認定条件	利用できる施設
1号認定 (教育認定)	3～5歳児	保育の必要性なし	認定こども園 幼稚園
新1号認定 (教育認定)			私立幼稚園
新2号認定 (教育認定)		保育の必要性あり (1号認定及び新1号認定を対象とした預かり保育)	認定こども園 幼稚園 認可外保育所 等
2号認定 (保育認定)	3～5歳児	保育の必要性あり	認定こども園 保育園
3号認定 (保育認定)	3歳未満児		認定こども園 保育園 地域型保育

（1号認定）認定こども園等に直接申込をします。認定こども園・幼稚園から入園許可書をもらい、こども未来健康課で1号認定の申請をします。（幼児教育・保育無償化の申請）

（新1号認定）幼稚園に直接申込をします。幼稚園から入園許可書をもらい、こども未来健康課で新1号認定の申請をします。（幼児教育・保育無償化の申請）

（新2号認定）1号認定・新1号認定を受けた方で預かり保育が必要な場合は、保育の必要性のわかる書類を添付の上、こども未来健康課で新2号認定の申請をします。申請月の翌月より対象です。

（2・3号認定）申請書、保育の必要性がわかる書類等を添付の上、第1希望園に入りたい月の前月10日までに直接園に提出する。（事前に連絡してから行くようにしてください。聞き取りも行います。）審査会を経てから結果をお知らせします。

※認定こども園については、こども未来健康課へ申請書等を提出してください。入園が決まってから面接を行います。

町外（管外）の保育園を希望の場合は、こども未来健康課に申込みをします。希望市町村によっては締切が異なるため、お早めにご相談ください。

保育を必要とする理由	内容	保育の認定期間	保育の必要量
就労	月 60 時間以上	小学校就学前まで ※有期雇用の場合、雇用期間が終了する月の末日まで	原則、月 120 時間以上 …保育標準時間
			原則、月 120 時間未満 …保育短時間
妊娠・出産	妊娠中または出産後間もない場合	分娩予定日を基準とし、前後 8 週	保育標準時間 (希望があれば保育短時間)
疾病・障がい	病気や負傷または心身に障がいがある場合	対象者の傷病が治癒するまで	保育標準時間 (希望があれば保育短時間)
介護・看護	親族を常時、看護または介護している場合	対象者の傷病が治癒するまで	就労に準ずる
災害復旧	震災、風水害、その他の災害の復旧にあたっている場合	その危難が去ったと考えられるまで	保育標準時間 (希望があれば保育短時間)
求職活動	就労を探している場合	退職した月の翌月から 2 ヶ月間 ※期間内に就労等をしない場合は退園	保育短時間
就学・技能取得	学校教育法に規定された学校や職業訓練学校等に通学している場合	学校・訓練が修了する月の末日まで	就労に準ずる
虐待・DV	詳細はこども課へお問い合わせください		保育標準時間 (希望があれば保育短時間)
育児休業	育児休業取得中に、既に保育所等を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合	育児休業期間が終了する月の末日まで	保育短時間

3. 保育園等について

(1) 保育園等の休園日

◆日曜日 ◆国民の休日 ◆12月29日から翌年1月3日まで

※土曜日も保育を実施していますが、土曜日に就労等している人に限ります。保護者が休業日等で家庭で保育できる場合は、家庭での保育となります。

(2) 保育時間

保育標準時間	1日11時間保育	7:00～18:00 (公立保育園)
		7:30～18:30 (認定こども園)
保育短時間	1日8時間保育	8:30～16:30 (公立保育園・認定こども園)

4. 申し込みの手続きについて

申請・入園の申込（毎月10日までに申請。翌月からの入園を審査）

提出書類 ①「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼入園申込書」

【児童1名につき1枚】

②保育を必要とすることがわかる書類（就労証明書等）【1世帯で1部ずつ】

※同居者で義務教育終了以上65歳未満の同居の方すべてについて、児童が保育を必要とすることがわかる書類が必要です。（世帯分離、二世帯住宅、離れ住宅は同居として扱います。）

③「児童の健康状態調査票」【児童1名につき1枚】

④「保護者緊急連絡票」【児童1名につき1枚】

⑤その他（アレルギー等がある場合は、別途書類が必要となりますので、お申し付けください。）

・提出いただいた書類等は返却いたしません。

・書類の未提出・不備がある場合は選考対象となりませんので、ご注意ください。

面接（ご家庭の状況の聞き取り確認と児童の状況を聞き取りします。）

・公立保育園は申請提出と面接は同日に行います。（事前にご連絡ください。）

・認定こども園については、申請はこども未来健康課へ。面接は入園決定後行います。

審査会（入園の承諾・不承諾）

送付通知 ○承諾の場合…「施設利用承諾通知書」

●不承諾の場合…「施設利用保留通知書」理由等記載あり

・入園の承諾は、保育の必要性の高い順番に行います。（指数表に基づき）

・入園できる基準に合致していても、定員に余裕がない時は入園できない場合があります。

・集団保育が不可能な場合は、入園できない場合がありますのであらかじめご了承ください。

入園説明（各保育園より、連絡があります。）

入園（月の1日より入園可能となります。）

新年度4月入園

毎年10月1日～

入園案内・申請書配布（広報・HP記載）

11月某日

入園面接（各施設ごとに日程が違います）

翌年2月頃

結果通知発送

2月過ぎ

入園説明会（各施設より連絡いたします）

5. 入園申込に必要な書類について

(1) 保育申請に必要な書類

必要書類	備考
施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書兼入園申込書	保育所等の利用を希望する場合（保育を必要とする理由があるかどうかの認定）申請する必要があります。
児童の健康状態調査票	児童の状況を記載してください。
保護者緊急連絡票	保護者の状況を記載してください。
母子手帳	児童の面接の際に使用します。
マイナンバーカード (通知カード、個人番号通知、個人番号が記載された住民票)	書類の提出の際に、申請者のマイナンバーの確認と本人確認を行います。

(2) 保育の必要とする理由が認められる書類

理由	必要書類
就労	就労証明書 ※個人事業主を除いて、就労先が記入するものです。
妊娠・出産	母子手帳（表紙と分娩予定日が記載されたページ）
疾病・障がい	診断書（疾病等）、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか
介護・看護	申立書（介護・看護状況）及び診断書（介護看護付添用）、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証のいずれか
災害復旧	り災証明書及び申立書
求職活動	就労状況申出書
就学・技能取得	入学許可書または学生証及び時間割表（カリキュラム）等
虐待・DV	行政機関で発行された証明書等 ※詳細はこども未来健康課へお問い合わせください。

(3) 家庭の状況に関する書類

家庭の状況	必要書類
食物アレルギー等がある場合またはその疑いがある場合	食物アレルギーに関する調査表（保護者記入）
食物アレルギー等により、食物の除去が必要であると診断されている場合	保育園における食物アレルギー疾患生活管理指導表（医師記入）
ひとり親世帯の場合	戸籍謄本または児童扶養手当証書
離婚予定で配偶者と別居している場合	申立書及び裁判所からの呼出状または事件係属証明書
町内の保育施設等に従事している場合	資格を証する書類
生活保護を受けている場合	生活保護受給証明書
転入予定の場合	申立書（転入予定）及び売買契約書の写し、賃貸契約書の写し

6. 諸注意について

(1) 慣らし保育

保育所等では、お子さまに徐々に環境に慣れていただくため、慣らし保育を行います。慣らし保育は入園初日から始まり、状況に合わせて一定の期間行われます。期間中はお迎えが早くなりますので、ご理解とご協力をお願いします。(個人の状況によって期間は異なります。)

目安…3歳以上 4,5日程度、3歳未満 一週間から10日程度

(2) 入園後に必要な書類

産前産後、育児休業を取得する方	就労証明書上に産前産後、育児休業の期間がわかるもの ※育児休業中は保育短時間になります。
求職活動で申込をした方	2カ月以内に就労を開始し、就労証明書を提出してください。 ※就労を開始できない、または「求職活動」以外の保育を必要とする理由に該当しない場合は退園となります。

(3) 変更手続き

就労状況や家族の状況などに変更があった際は、届出が必要な場合があります。「給付認定申請内容変更届」に必要な書類を添付してこども課へ提出してください。変更申請書を提出した月の翌月から変更となります。

※保育料にも影響が生じる場合がありますので、状況が変わった際は、速やかにこども未来健康課へ連絡ください。

- ・町内転居したとき：添付書類なし
- ・保護者が離婚等したとき：子どもの戸籍謄本等
- ・保護者が結婚したとき：配偶者の就労証明書等
- ・同居者が変わったとき：同居者の就労証明書等
- ・勤務先、勤務時間、勤務形態が変わったとき：就労証明書
- ・転職したとき：就労証明書
- ・退職したとき：保育所等利用辞退届
- ・同居者の介護・看護が不要となったとき：添付書類なし
- ・妊娠、出産したとき：母子手帳
- ・育児休業を取得したとき：就労証明書（育児休業期間が記載されているもの）
- ・税の修正申告等により市町村民税の課税額が変更となった場合：申告書の写し、課税(非)課税証明書

(4) 産休・育児休業明けで利用申し込みをする場合

- ・入園が決定した場合、入園月内の職場復帰が条件となります。
- ⑨ 4月1日入園 ⇒ 4月中に職場復帰（5月1日復帰✕。4月30日復帰は○。）
- ・入園決定後、職場復帰していないことが判明した場合は、退園となる場合があります。

(5) 退園について

退園する場合は「保育所等利用辞退届」の提出と「教育・保育給付認定決定通知書」の返還をしてください。次の場合は退園となります。

- ・保育を必要とする理由が認められない場合
- ・転出等により、酒々井住民となくなった場合
- ・2ヶ月以上保育所等へ登園しなかった場合
- ・提出書類に虚偽があった場合
- ・町長が不適と認めた場合

※月途中の場合は、月の末日までは保育園を利用できますが、翌月は不可となります。

7. 保育料について

幼児教育・保育無償化により3歳～5歳児については保育料の負担はありません。0歳～2歳児までの住民税非課税世帯も無償化の対象となります。

※給食費等の実費徴収部分は自己負担となります。

(1) 保育料の算定

保育料は、児童の保護者（父母など）の市町村民税所得割合算額により決定されます。同一住所に居住する祖父母等に父母が扶養されている場合は、祖父母も算定対象となります

※令和9年4月～8月分の保育料は令和8年度の市町村民税所得割合算額

令和9年9月～翌年3月分の保育料は令和9年度の市町村民税所得割合算額により決定されます。

※法令により、保育料の金額の算定に用いる市町村民税所得割合算額は、調整控除を適用し、その他の税額控除（配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別税額控除・寄付金税額控除等）を適用しない額となります。

利用者負担額（月額）					
		3号認定（0～2歳児）		2号認定（3歳以上児）	
階層区分	市町村民税所得割合算額	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	0円 （ただし、給食費は実費徴収） ※税額や兄弟姉妹の数によっては、副食費が免除になる場合があります。対象者には「副食費の免除通知書」が送付されます。	
第2階層	非課税世帯	0円	0円		
第3階層	均等割のみ	8,800円	8,600円		
	所得割課税 24,000円未満	12,000円	11,800円		
	所得割課税 48,600円未満	15,700円	15,400円		
第4階層	所得割課税 57,700円未満	23,500円	23,100円		
	所得割課税 97,000円未満				
第5階層	所得割課税 133,000円未満	32,500円	31,900円		
	所得割課税 169,000円未満	35,400円	34,800円		
第6階層	所得割課税 301,000円未満	46,800円	46,000円		
第7階層	所得割課税 397,000円未満	60,000円	59,000円		
第8階層	所得割課税 397,000円以上	70,000円	68,800円		

※保護者の市町村民税所得割合算額が確認できないときは、確認できるまでは保育料は最高階層で決定されます。申告等された場合はお知らせください。申請後、翌月より算定しなおします。

（２）ひとり親世帯等の認定世帯について

次のいずれかに該当する世帯で、市町村民税所得割合算額が 77,101 円未満の場合は、保育料が軽減されます。

- ・離婚し（離婚調停中を含む）、別居していること。事実婚状態の場合は、ひとり親世帯とはなりません。
- ・在宅障害児（者）のいる世帯→身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人、特別児童扶養手当の支給対象者、障害基礎年金等の受給者が同一世帯にいます。

（３）兄弟姉妹がいる場合（多子軽減）

- ・保護者の市町村民税所得割合算額が 57,700 円未満の場合（年齢撤廃）
→年齢に関わらず、生計を一にしている兄弟姉妹のうち最も年長の子どもから順に数えて、第 2 子は半額、第 3 子以降は無料となります。
- ・保護者の市町村民税所得割合算額が 57,700 円以上の場合（就学前までを第 1 子）
→同一世帯の就学児以上の兄弟姉妹を除いた、保育所等（幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部などを含む）に在園している場合、第 1 子は基準額、第 2 子は半額、第 3 子以降は無料となります。
- ・ひとり親世帯に該当し、市町村民税所得割合算額が 77,101 円未満の場合
→年齢に関わらず、生計を一にしている兄弟姉妹のうち最も年長の子どもから順に数えて、第 2 子以降は無料となります。

市町村民税所得割合算額	多子軽減	市町村民税所得割合算額	3号認定（0～2歳児）		多子軽減
右記に該当しない世帯		ひとり親世帯	保育標準時間	保育短時間	
生活保護世帯	年齢撤廃	生活保護世帯	0 円	0 円	第2子以降 無料
非課税世帯		非課税世帯	0 円	0 円	
所得割課税 57,700 円未満		均等割のみ	7,800 円	7,600 円	
所得割課税 57,700 円以上	就学前まで を第1子	所得割課税 48,600 円未満	9,000 円	9,000 円	
		所得割課税 77,101 円未満			

（４）保育料の支払い

①支払方法…納入の手続きの簡素化、省略化を図るため口座振替をご利用ください。

保育料等の口座振替の取り扱いをしている金融機関

◆千葉銀行 ◆京葉銀行 ◆成田市農業協同組合

※上記の金融機関でしたら、どこの支店でも構いません。

公立保育園もしくはこども未来健康課にてお渡しする「保育料等口座振替依頼書」を上記の金融機関に提出の上、手続きをしてください。（引き落としが開始されるまで数週間かかりますので、ご了承ください。）

②支払日…月末日（ただし、その月の月末日が土日・祝祭日の場合や、金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日。12月については変動あり。）

→資金不足等により指定の期日に引き落としができなかった場合は、公立保育園を通じて納付書を配布します。納付書の裏面に記載されている金融機関もしくは各保育園事務室で直接お支払いください。

※認定こども園については、キャッシュレス決済になります。（詳細は直接お問い合わせください。）

③保育料等滞納について

保育料等は、保育園運営に必要不可欠な経費として、利用者の方々にご負担していただいています。保育料等を納付していただいているご家庭との公平性の観点から、町では保育料等の徴収に取り組んでいます。納付困難な場合は、分割納付の方法もありますので、ご相談ください。

- ・納付が確認できない場合は、自宅や勤務先に電話催告させていただく場合があります。
- ・保育料等を滞納した場合は、法令に基づき、滞納処分（財産調査及び差し押さえ等）を行う場合があります。

8. 給食費（副食費）について

3歳以上の児童については、保育料は無償ですが、給食費（副食費）は実費徴収されます。副食費の免除対象者は市町村民税所得割合算額下表のとおりです。免除対象者には「副食費免除決定通知書」が送付されます。

市町村民税所得割合算額		0歳児～2歳児	3歳児～5歳児	
右記に該当しない世帯	ひとり親世帯等		第1子・第2子	第3子
生活保護世帯	生活保護世帯	徴収なし (保育料込み)	副食費免除	副食費免除 (所得割課税 金額による)
非課税世帯	非課税世帯			
所得割課税 57,700 円未満	所得割課税 77,101 円未満		実費徴収	
所得割課税 57,700 円以上	所得割課税 77,101 円以上			

※公立保育園給食費 5,800 円（主食 600 円・副食費 5,200 円）副食費免除者については、主食も免除としております。認定こども園については、直接お問い合わせください。

※ひとり親世帯及び障がい児（者）世帯の場合、所得割課税 77,101 円未満の世帯は副食費免除となります。

※第3子以降は（所得割課税金額に応じて兄弟姉妹の数え方に変動あり）副食費が免除となります。

※アレルギー等で、お弁当を持参した場合も利用者負担額（保育料：0歳～2歳児）の減額や返金はありません。給食費（3歳～5歳児）の場合は、減額・免除対応いたします。認定こども園は直接お問い合わせください。

○食物アレルギーの場合は、医師による診断指示書を提出していただき、保育園と保護者で事前に打ち合わせが必要になります。（重度の食物アレルギーの場合は対応できないこともあり、お弁当等のご協力をお願いする場合があります。）

9. 時間外保育について

就労時間、通勤時間の都合により、時間外保育を必要とする場合に申し込みすることができます。

- ① 手続方法…利用開始月の前月15日までに、各施設に直接申し込みが必要です。
- ② 提出書類…「保育園時間外保育申込書」（就労証明書に記載された勤務時間以外の勤務時間がある場合は、就労証明書を再提出していただきます。）
- ③ 時間外保育時間を変更する場合…「保育園時間外保育変更届」を提出してください。
- ④ 時間外保育を辞退する場合…「保育園時間外保育辞退届」を提出してください。

※時間外保育料は、翌月の末日が納付期限です。（12月については変動あり）

※時間外保育の利用の有無にかかわらず、登録されていて、辞退をしていない場合は時間外保育料は賦課されます。（公立のみ）

※時間外の申込がないのに時間外を利用した場合は、30分につき1回300円となります。

※時間外申込以外の時間を利用した場合は、月額プラス30分につき1回300円となります。

公立保育園【月額 30分につき600円】

保育標準時間	7:00～18:00	時間外	18:00～20:00（岩橋保育園）
			18:00～19:00（中央保育園）
保育短時間	8:30～16:30		7:00～8:30
			16:30～18:00

※対象は満1歳を迎える月から実施。

私立認定こども園【月額 30分につき600円】

月～金	通常保育時間	時間外
1号（新2号）	9:00～14:00	7:30～9:00 14:00～18:30
2・3号（標準時間）	7:30～18:30	7:00～7:30 18:30～19:00
2・3号（短時間）	8:30～16:30	7:00～8:30 16:30～19:00

土曜日時間外保育【月額 30分につき120円】

土曜日	通常保育時間	時間外
2・3号（標準時間）	7:00～18:00	—
2・3号（短時間）	8:30～16:30	7:00～8:30 16:30～17:00

※登録をしている場合でも、利用していない月は賦課はされません。認定こども園については、直接お問い合わせください。

10. 一時保育について

保護者の就労、傷病等による緊急時の保育に対応するため、一時的に児童の保育を行います。

公立保育園

対象児童 酒々井町に居住している
保育園・認定こども園・幼稚園等の対象とならない児童
利用児童が小学校就学前である

利用可能日数

- ・保護者の就労形態等により、断続的に家庭で保育できない場合 ⇒ 月14日
- ・保護者の傷病、入院、災害、事故、出産、看護、介護等により、やむを得ない事由により一時的に児童を保育できない場合 ⇒ 月14日
- ・保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担解消、リフレッシュの場合 ⇒ 月4日

【料金】

	1日保育 (8:30~16:30)	半日保育 (8:30~12:30) (12:30~16:30)	昼食 (希望する場合)	おやつ (希望する場合)
3歳未満児	2,400円	1,200円	180円	80円
3歳以上児	1,200円	600円	210円	80円

※利用については、各保育園にお問い合わせください。(予約は1ヶ月前から電話にて受付しています。電話予約：月～金 9:30~16:00)

※認定こども園(昭苑こども園)も一時預かりを行っています。希望者には、給食やおやつの提供も可能となりました。(給食、おやつ代は別料金)詳細は直接お問い合わせください。

11. 利用についてのQ&A

Q1. 「保育標準時間」と認定された場合、毎日11時間の利用ができるのでしょうか。

A1. 保育必要量の認定は、保護者が保育を必要とする事由によって変わります。認定されるのは、あくまで「最大で施設を利用できる時間」です。実際の利用時間は保護者の就労等の実態に応じたものとなるため、保護者が育児短時間勤務の場合など、認定された必要量に満たない利用となる場合があります。

Q2. 9時から15時まで1日6時間、週3日勤務ですが、保育標準時間認定になるでしょうか。

A2. なりません。保育短時間認定となります。(8:30~16:30の8時間保育)原則、月120時間未満…保育短時間認定、月120時間以上…保育標準認定としていますが、雇用時間プラス30分の通勤時間を含めても保育短時間認定内の場合は保育短時間認定となります。

④ 雇用時間 9:00~15:00 (6時間)

通勤時間 8:30~9:00, 15:00~15:30 (各30分)

⇒8:30~16:30内のため、保育短時間認定(通勤時間が30分以上かかる場合は時間外保育が利用可能です。)

Q 3. 現在、保育短時間認定ですが、就労時間が長くなるので、保育標準時間認定に変更することはできますか。

A 3. 変更希望月の前月までに「就労証明書」と「給付認定申請内容変更届」を提出してください。申請月の翌月から保育標準認定に変更となります。保育標準認定は①就労時間が月120時間以上の場合、②就労時間が月120時間に満たないが、就労の時間帯が保育短時間認定の利用時間帯を超えている場合等であることを要します。

Q 4. 現在求職中ですが、申請はできますか。

A 4. 求職中でも利用申込みはできますが、就労等の保育を必要とする事由のある方が優先です。また、入園した場合は、利用開始後2か月以内に就労を開始し、就労証明書を提出しなければ、利用終了（退園）となります。

Q 5. 祖父母等と同居の場合、保育施設を利用できますか。

A 5. 祖父母等と同居していても利用申込みはできます。65歳未満の祖父母等と同居している場合は祖父母等の保育の必要性の書類も必要となります。（世帯分離、二世帯住宅は同居として扱います。）

Q 6. 保育所等への入所が保留になった場合、毎月申込みをする必要がありますか。

A 6. 年度内（3月まで）であれば、再度申込みの必要はありません。新年度（4月）以降の入所を希望する場合は、改めて申込みが必要となります。（毎年10月以降）

Q 7. 職場から「入所が保留であることが分かる書類」（不承諾通知書など）の提出が求められている場合、その都度「施設利用保留通知書」を発行してもらうことはできますか。

A 7. 原則、「施設利用保留通知書」は初回のみの発行となります。毎月もしくは決まった月に発行してほしい場合は、役場こども未来健康課までお問い合わせください。

Q 8. 入園後（在園中）に仕事を辞めた場合、どうなりますか。

A 8. 仕事を辞めて保育を必要とする事由がなくなった場合は、退園となりますので退所届の提出が必要となります。再就職をする場合は、仕事を辞めてから2か月以内に就労し、「給付認定申請内容変更届」「就労証明書」を提出してください。（辞めてから2か月は求職活動中となりますので、保育短時間認定となります。）認定こども園の3歳児以上の幼児は、2号認定から1号認定へ変更することで、退園せず在籍を継続することが可能です。ただし保育時間は変更となりますので、ご注意ください。認定変更を希望する場合はこども未来健康課へご相談ください。

Q 9. 就労を理由に保育所等を利用していましたが、第2子を出産予定です。必要な手続きはありますか。

A 9. 「就労」から「妊娠・出産」に認定の変更が必要です。分娩予定日を基準として前後2か月間は「妊娠・出産」の要件となります。（通常標準時間認定）「給付認定申請内容変更届」と「母子手帳のコピー（表紙と分娩予定日がわかるページ）」を提出してください。

Q 1 0. 薬を保育施設で飲ませてもらえますか。

A 1 0. 原則として保育施設では薬はお預かりしていません。ただし、医師処方の一一定範囲の薬に限り、所定の手続きを経てお預かりしています。（医師処方の目薬、塗り薬はお預かり可能です。）各保育施設にお問い合わせください。

Q 1 1. 食物アレルギーがあるのですが、アレルギー除去食は実施していますか。

A 1 1. 各保育施設で、可能な範囲で対応しています。具体的な対応内容については、お子さまの状況によって異なりますので、保育施設において、栄養士等と面接していただき、必要な書類の提出をお願いしています。場合によっては、お弁当持参をお願いすることがあります。ご了承ください。

Q 1 2. 酒々井町から転出することになりました。酒々井町の保育施設はいつまで利用できますか。

A 1 2. 住所を異動する月の末日まで利用できます。各保育施設において、「退所届」の手続きが必要となります。

Q 1 3. 年度途中で満3歳になりましたが、保育料は変わりますか。

A 1 3. 変わりません。年度当初（4月1日）現在の満年齢で算定しますので、年度途中で満3歳になっても保育料は変わりません。（2歳児クラスのため。翌年度の4月より3歳児クラスになると無償化対象となります。ただし認定こども園の教育認定満3歳児クラスへの編入する場合のみ、無償化対象となります。）

Q 1 4. 保育料は、利用する保育施設で異なりますか。

A 1 4. 保育料はどの保育施設を利用しても同じです。0～2歳児クラスに通うお子さまの保育料は4～8月は前年度、9～翌年3月は当年度の世帯所得割合算額により決定します。3歳児以上の給食費等は各保育施設で異なりますので、直接保育施設にお問い合わせください。

Q 1 5. 半月以上登園しなかった場合、保育料の返還はありますか。

A 1 5. ありません。1日も来なくても保育料はかかります。給食費については、連続して10日間休んだ場合、もしくは先に1か月利用しないことがわかっている場合は「酒々井町立保育園における給食費の減額・免除申請書」を提出ください。納付確認が取れてから、還付いたします。

Q 1 6. 酒々井町外の保育園に申込みたい場合は、どうしたらいいですか。

A 1 6. 酒々井町を通して（住んでいる市町村）、希望する保育所等がある市町村へ申込みを行います。希望する市町村へ入所申込みに必要な書類や締切日、受入れに必要な要件等（在勤等）をご確認のうえ、こども未来健康課へご連絡ください。

* その他ご不明な点はお問い合わせください。

《公立保育園》

《私立認定こども園》

保育園案内図